

※ 芸術文化活動団体として登録する団体は、下記要件をよく読み、登録要件に該当することを確認したうえで申請してください。

<目黒区芸術文化活動団体 登録要件>

1. 登録することができる団体は、継続的かつ計画的な芸術文化活動を主な目的とし、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 主な活動を区内で行うこと。
- (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (3) 構成員が5人以上で、かつ、その半数以上が区内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (4) 規約又はこれに類するものを有すること。
- (5) 会費等の自主的な財源により運営していること。

2. 前項に規定する芸術文化活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 音楽を主とする活動
- (2) 舞台芸術（演劇・舞踊）を主とする活動
- (3) メディア芸術（映像・コンピュータグラフィックス等）を主とする活動
- (4) 伝統芸能（邦楽・謡曲等）を主とする活動
- (5) 美術等の発表、活動